市　章

大津市公報

令　和　８　年　９　月　１　日
号　外　（第　59　号）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　　津　　市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目　　次

○　規　　則

77　大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…… 1
78　大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…… 1
79　大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則及び大津市行政組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…… 1
80　大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…… 2
81　大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… 2

規　　則

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第77号

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和７年条例第21号）の施行期日は、令和８年９月12日とする。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第78号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第10条第12号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同条第13号中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改め、同条第35号中「第72条の２」を「第72条の２第１項」に、「薬剤師の増員の命令」を「業務の体制の整備命令」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則及び大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第79号

大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則及び大津市行政組織規則の一部を改正する規則

（大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則の一部改正）

第１条　大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則（平成25年規則第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「大津市リサイクルセンター木戸」を「大津市木戸さすてなプラザ」に改める。

第１条中「大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例」を「大津市木戸さすてなプラザの設置及び管理に関する条例」に、「大津市リサイクルセンター木戸(以下「センター」を「大津市木戸さすてなプラザ（以下「プラザ」に改める。

第２条から第４条までの規定、第５条第１項及び第８条中「センター」を「プラザ」に改める。

（大津市行政組織規則の一部改正）

第２条　大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項環境部の表廃棄物減量推進課３Ｒ推進係の項第５号中「リサイクルセンター木戸」を「木戸さすてなプラザ」に改める。

附　則

この規則は、令和８年９月12日から施行する。

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第80号

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則（平成13年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項を次のように改める。

条例第４条第１項の規定によりホール等（附帯設備を含む。）の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げるホール等の室の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、所定の使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、市長及び指定管理者がその協議により特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

⑴　能楽ホール　使用する日（引き続き２日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下「使用日」という。）の１年前から３週間前まで

⑵　会議室及び和室　使用日の１月前から前日まで（能楽ホールの使用に合わせて使用しようとするときは、当該能楽ホールの使用に係る使用許可申請書の提出の日）

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

大津市規則第81号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第18条の２第２項中「７月31日」を「市長が定める日」に改める。

第19条第１項中「平成39年３月31日」を「令和10年３月31日」に改め、同条第２項中「７月31日」を「市長が定める日」に改める。

第32条第２項中「第５条第17項」を「第５条第18項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。